

1 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る
2 環境影響評価準備書に対する審査会意見(案)

3
4 (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書(以
5 下「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりであ
6 る。

7 本意見に対する検討の経緯および結果については、環境影響評価書(以下「評価書」とい
8 う。)で適切に記載すること。

9
10 **1 全般的事項**

11 (1) 評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正す
12 るとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を
13 加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。

14
15 (2) 今後の手続を進めるに当たっては、事業実施に伴う環境影響評価の結果のほか、事
16 業計画や地域貢献などについても、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者等を
17 対象に情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、必要に応じて事業計画に反映す
18 るよう努めること。

19
20 (3) 本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント(以下「事業者」という。)
21 が、滋賀県および福井県の県境付近において、単機出力が4,200kW、高さ(最高到達
22 点)が188mの風車を最大39基設置する計画であり、対象事業実施区域(以下「事業
23 予定地」という。)として約830ha(うち改変面積は約57ha)が想定されている。

24
25 事業予定地およびその周辺には、当県において希少なブナ林が広範に分布し、イヌワ
26 シ・クマタカ等の希少な種を含む多様な生物が生育・生息している。

27 特に事業予定地の自然環境の重要性を表す事項としては、事業予定地の全域が「滋賀
28 県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月)」で定める「イヌワシ・クマタカの保
29 護および生息環境保全ゾーン」に含まれ、事業予定地近傍においてクマタカの多数のペ
30 アの営巣やイヌワシの飛来が確認されていることや、事業予定地およびその周辺がハ
31 チクマ等の猛禽類を含む多くの鳥類の主要な渡りのルートの一部となっている可能性
32 が高いこと、特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」
33 が分布すること等が挙げられる。

34 イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しているため、国内希少野生動植物種に指定さ
35 れるとともに「滋賀県レッドデータブック」で絶滅危惧種に選定されており、個体群の
36 存続に当たっては個体レベルの保護と生息環境の保全が必要である。また、当県におけ

1 るイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持
2 する上で重要な位置づけにあり、当県における両種の保護および生息環境の保全は、日
3 本全体における両種の保護の観点からも、その重要性を有すると考えられる。

4 また、長浜市では、令和4年8月4日から5日にかけて、一時間に約90mmの猛烈な
5 降雨があったものとみられ、事業予定地の一部が被災するとともに、下流の高時川が氾
6 濫する等の被害が発生した。この豪雨以降、高時川では水の濁りが長期化する問題が新
7 たに生じている。

8
9 本事業は、自然環境に恵まれた地域において計画される事業であり、イヌワシ・クマ
10 タカ等鳥類の風車への衝突(バードストライク)や、ブナ林等を基盤に成立している生
11 物多様性に富んだ豊かな生態系の損失など、自然環境への重大な影響が懸念される。加
12 えて、土地の形質変更に伴う土砂流出による下流の河川環境への影響、尾根上に風車が
13 建設されることによる景観への影響など、各環境要素に対する様々な影響も懸念され
14 る。

15 このため、準備書では、事業予定地およびその周辺の地域特性を踏まえ、十分な調査
16 を行った上で、環境への影響を適切に予測評価するとともに、その影響を回避または十
17 分に低減するための環境保全措置を検討し、その内容を明確に示す必要がある。

18 しかしながら、準備書の動植物の調査結果には不十分と考えられる点があるほか、予
19 測評価および環境保全措置には、動植物の生態的特性等が十分に考慮されていないと
20 考えられる点、画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が
21 随所に認められる。また、動物の一部の項目については、予測評価すら行われておらず、
22 具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じた措置の検討に対応が委ねられてい
23 る。

24
25 このため、評価書の作成にあたっては、次の「2 個別的事項」に対応し、準備書の
26 内容を再確認するとともに、必要に応じて追加調査を行い、予測評価の結果を見直した
27 上で、動植物をはじめとする各環境要素に対する、重大な環境影響を回避または十分に
28 低減できるよう、追加の環境保全措置を講じること。

29 あらゆる環境保全措置を講じてもなお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の
30 重大な影響を回避または十分に低減できない場合は、事業規模の大幅な縮小など、事業
31 計画の抜本的な見直しを検討すること。

32 特に、事業予定地の周辺では、連続的にクマタカの営巣が確認され、事業予定地の大
33 部分が営巣中心域または高利用域に位置しており、バードストライクの発生が大きく
34 懸念されるため、風車の設置基数の大幅な削減等の検討が必要であること、また、動植
35 物の予測評価の基本的事項の一つである植生についての評価が過小であった場合には、
36 ブナ林等の希少な植生や、これらを基盤に成立する生態系が損なわれるため、改変区域

1 の縮小についての検討が必要であることも十分考慮すること。

2 加えて、先般の豪雨により、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出や法面崩壊
3 等のリスクに対する懸念だけでなく、下流の河川環境への影響に対する懸念が増大し
4 ていることについても十分考慮すること。

6 2 個別的事項

7 (1) 水質・水環境

8 事業予定地の近傍には、過去に森林法に基づく林地開発に係る許可基準違反行為が
9 確認されたため、当県が是正を指導している場所があり、現在、事業者が是正工事を承
10 継して本事業とは別に措置を講じている。

11 令和4年8月上旬に発生した豪雨の後、事業予定地や是正工事の実施箇所の一部で
12 は大規模な浸食が確認され、その下流域の各所では溪岸浸食が確認されている。これら
13 により流出した土砂が河川に堆積していることが高時川における濁水の長期化の原因
14 の一つとして考えられている。

15 事業予定地は、高時川の最上流部に位置しており、今回の事象の発生を踏まえ、森林
16 の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出防止対策の強化および下流の河川環境への影
17 響の低減についての重要性が増している。

18 また、工事計画では、大規模な切土・盛土による造成工事が行われる予定であり、法
19 面保護や地盤の安定性の確保等の基本的な対策についても万全を期す必要がある。

21 準備書では、造成等の施工に伴う濁水発生抑制対策として、各風車ヤードおよび資材
22 置場等への沈砂池の設置等が予定されている。造成工事時による一時的な水の濁りの
23 影響については、沈砂池と最寄りの常時流水のある河川との距離等をもとに「沈砂池排
24 水は常時水流に到達することなく、林地浸透する」と予測され、「造成等の一時的な影
25 響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られ
26 ている」と評価されており、一定の降雨時には濁水の流入を防止することができるもの
27 と考えられる。

28 しかしながら、先般の豪雨では、沈砂池排水口における排水量および浮遊物質量の予
29 測で用いられた降雨強度の最大値（事業予定地近傍にある気象観測所の10年確率雨量
30 をもとに設定された59.7 mm/h）を大きく上回る90 mm/hの降雨があったとみられ
31 る。また、事業計画では、工事中の改変区画（約46.5ha）のうち、29.5haが植栽によ
32 り緑化される計画が示されているが、残る約17haについて補装等が行われた場合は、
33 水の浸透性が大きく低下する可能性がある。

34 このため、先般の豪雨により発生した事象を十分に踏まえ、洪水調整機能を含めた排
35 水計画の見直しの必要性について検討すること。また、その結果に応じて、水の濁りに
36 係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を

1 行い、必要な環境保全措置を講じること。

2 その際、沈砂池排水口の排水量および浮遊物質量の予測に用いられた沈砂池の規模
3 (0.21～0.35 haの改変面積を例にすると面積25 m²、深さ1.5 m)では、降雨量によ
4 っては沈砂池が短時間でオーバーフローする可能性があることや、沈砂池等からの排
5 水の流下により新たな裸地が生じる可能性があることについて十分考慮すること。

6 7 (2) 動物(コウモリ類)

8 準備書によると、事業予定地およびその周辺には、当県の絶滅危惧種に選定されてい
9 る、ユビナガコウモリ、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリの
10 生息が確認されているものの、種まで同定された個体はほとんどいないため、こうした
11 希少な種の生息状況を十分に把握できていない可能性がある。このため、調査結果の妥
12 当性について検証を行う必要がある。

13 また、春季・秋季にコウモリ類の確認頻度が多く、事業予定地およびその周辺がコウ
14 モリ類の潜在的な長距離移動ルートになっている可能性があり、長距離移動を行う種
15 や、開けた空間で採餌を行う種は、特に風車への衝突(バッドストライク)の危険性が
16 高いと指摘されている。準備書では、長距離移動を行うユビナガコウモリとキクガシラ
17 コウモリの生息が既に確認されており、少なくともこれらの種のバッドストライクが
18 生じる可能性がある。

19 加えて、周波数10～30kHzの超音波を発生する種が、風車のカットイン風速以上の
20 風況下でもブレードの回転域に近い高さで多数飛行していることが確認されており、
21 高頻度でバッドストライクが生じる可能性がある。

22
23 しかしながら、準備書では、このようなコウモリ類の種構成(希少な種の占める割合
24 等)や、それぞれの種の生態的特性(繁殖の有無、行動特性など)を考慮せず、一律に
25 「事業予定地周囲での生息が可能であり影響は小さい」と予測評価され、また、環境保
26 全措置についても「森林伐採を最小限にとどめる」とされており、現に改変区域内に生
27 息している種への十分な配慮が認められない。

28 このため、必要に応じて種の同定を行うための追加調査を行い、事業予定地およびそ
29 の周辺のコウモリ類の生息の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、種の生
30 態的特性に応じた予測評価と環境保全措置の見直しを行うこと。

31 32 (3) 動物(渡り鳥)

33 準備書では、事業予定地およびその周辺において、ハチクマ・サシバ・ノスリ・ツミ
34 等の猛禽類が多数確認されており、環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」
35 という。)等において示唆されているとおり、これらの渡りのルートの一部となってい
36 る可能性が高い。特にハチクマについては、確認数が多く、主要な渡りのルートの一部

1 である可能性が高い。

2 また、当県の絶滅危惧種に選定されている、ウソ、ベニマシコ、ホトトギス、ツツドリ、
3 ジュウイチ等を含む多様な種の渡りや生息が確認されており、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。さらに、国内希少野生動植物種等に指定されているコウノトリについても、事業予定地内において、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。

7 さらに、ラムサール条約湿地に登録されている琵琶湖には、毎年、約10万羽のガン・カモ類が飛来しており、また、EADASにおいてもハクチョウ類の渡りのルートが事業予定地のごく近傍に示されているため、事業予定地は水鳥の渡りのルートの一部となっている可能性がある。

11
12 しかしながら、準備書では、調査において十分な視野や時間が確保されていない可能性がある上、予測評価において、種の生態的特性が考慮されておらず、衝突確率や移動経路の遮断・障害に係る影響が過小評価されている可能性がある。

15 特に、準備書で示された、水鳥の渡りの調査については、2年間実施の結果、事業予定地およびその周辺において、「ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りは確認されなかった」とされているが、ガン・カモ類の多くは夜行性であることや、多くの水鳥は日出前や日没後に主に渡りを行うことが知られており、事業者の実施した調査では得られた情報は限られていること等を踏まえると、実態把握が不十分な可能性がある。

20 また、予測評価については、「主な渡り移動経路には該当していないものと推察される」とされているが、水鳥の渡りの実態把握が不十分な上、渡りのルートが毎年の気象条件により変化する可能性も考慮されておらず、過小評価されている可能性がある。

23 このため、水鳥の渡りをはじめ鳥類の渡りの状況を十分に把握するための追加調査を実施するとともに、各種の生態的特性や他の風力発電事業におけるバードストライクの原因事例等も考慮した上で、予測評価を見直し、追加の環境保全措置を講じること。その際、後述するイヌワシ・クマタカに係る環境保全措置の効果についても十分考慮すること。

29 (4) 動物(希少猛禽類・イヌワシ)

30 イヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、特に厳重な個体レベルの保護が必要である。事業予定地の近傍に営巣するイヌワシのつがいは、繁殖成功率が高く、県内および近隣地域の個体群を維持する上で、特に重要なつがいである。

33 準備書では、事業予定地近傍に営巣するつがいについて、「事業予定地内での飛翔は確認されなかった」とされているものの、イヌワシの行動圏は、通常、十数キロにおよび、事業者が実施した調査には、つがいの行動範囲が広がる繁殖成功年の調査が含まれていないこと、当県が保有する環境調査の結果では過去に事業予定地の上空への飛来

1 が確認されていたことから、飛来状況の把握が十分ではない可能性がある。

2 また、尾根部にある森林の伐開により、誘引される環境が新たに生じるものの、飛来
3 状況の把握が十分ではないために、イヌワシの誘引の可能性が過小評価されているも
4 のと考えられる。

5 このため、必要に応じて追加の調査を行い、繁殖成功年の行動範囲を把握するととも
6 に、誘引の予測評価を見直し、その結果に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

7
8 準備書では、事業予定地の周辺に、複数の分散個体（フローター）の飛来が確認され
9 ている。事業予定地近傍に生息しているつがいが占有している餌場については、フロー
10 ターは利用できないことを踏まえると、森林の伐開によるイヌワシの誘引効果はつが
11 いの個体よりもフローターの方が大きくなるものと考えられる。

12 しかしながら、フローターの誘引に関する予測評価が行われておらず、環境保全措置
13 は、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じて対策を検討するのみとなっ
14 ており、対応が不十分である。

15 このため、追加の予測評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討すること。
16 なお、予測評価が困難な場合には、予防原則の観点に立ち、最大限の環境保全措置を講
17 じること。

18 19 (5) 動物（希少猛禽類・クマタカ）

20 クマタカについては、県内に一定の広がりをもって分布しているものの、事業予定地
21 およびその周辺のように11つがいが連続して営巣する地域は希少であり、他の地域へ
22 の個体の供給源となっている重要な地域である。

23 準備書では、クマタカの衝突確率について、「風車の基数が方法書時は50基であっ
24 たが、準備書では39基に削減されており、数値は低減されている」と予測評価されて
25 おり、由井島田モデルによるクマタカの衝突確率（以下「クマタカの衝突確率」という。）
26 は、年間0.1294回低減されているものの、風車の配置に当たっての配慮事項について
27 の具体的な説明が十分行われていない。また、事業予定地およびその周辺においてブレ
28 ードの回転域の高さの飛翔が多数確認されており、風車の設置基数の削減が行われた
29 にも関わらず、クマタカの衝突確率は年間0.4679回と高く、概ね2年に1回の頻度で
30 バードストライクが発生する予測結果となっている。

31
32 事業予定地の近傍で営巣が確認されているBペアについては、高利用域を囲むよう
33 に15基の風車配置が計画されており、衝突確率が各ペアの中で最も高く、風車の削減
34 により低減されたクマタカの衝突確率は年間0.0089回とわずかである。また、Hペア
35 については、衝突確率が上昇している。

36 このように、クマタカのバードストライクの発生リスクは非常に高いものと考えら

1 れるが、これに対する環境保全措置は、クマタカの生態的特性に合致しない目玉シール
2 による風車の視認性の向上等実効性に欠けるもののみが示されている。

3
4 また、事業予定地およびその周辺で営巣するつがいの高利用域の境界付近に風車が
5 配置される計画となっている。調査結果では境界付近でディスプレイ行動が多く確認
6 されており、隣接するつがいによる縄張り争いが頻繁に行われていることが示唆され
7 る。縄張り争い中は、風車に注意が向きにくく、クマタカの衝突回避が困難であり、バ
8 ードストライクのリスクが大きくなるが、予測評価ではこのことが考慮されていない。

9
10 このため当審査会の指摘を受け、ディスプレイ行動に着目した追加の予測評価が行
11 われ、その結果、衝突リスクの高い風車7基が抽出され、うち1基()については設
12 置の取り止めまたはリスクの低い場所への配置変更、残る6基()についてはブレ
13 ード塗装により視認性を高めることが追加の環境保全措置として示された。またHペ
14 の行動圏の風車()を対象に、設置の取り止め等の検討を行う方針も示された。

15 しかしながら、追加の環境保全措置のうち、ブレード塗装については、目玉シールと
16 同様にクマタカの生態的特性に合致しておらず実効性に欠ける。また、仮に抽出された
17 7基の風車全ての設置を取りやめたとしても、事業実施によるクマタカの衝突確率は
18 依然高く、衝突リスクを十分に低減できないものと考えられる。

19
20 当県では、独自の指針を策定し、クマタカおよびその生息環境の保全を図ってお
21 り、バードストライク等の重大な影響が回避または十分に低減されるよう、最大限の環
22 境保全措置が講じられる必要がある。このため、さらなる風車の設置基数の削減等の抜
23 本的な対策を検討すること。

24 その際、準備書で年間0.4679回とされている全風車のクマタカの衝突確率を、年間
25 0.05回未満(本事業の実施期間を20年間とした場合に、その期間における衝突発生の
26 可能性が1回未満となる水準)まで低減することを目標とし、ディスプレイ行動等のリ
27 スクの高い飛翔行動の頻度を踏まえつつ衝突確率の高い風車を優先的に取り止めるな
28 ど、長期的な視点に立った衝突リスクの低減を図る必要があることを十分考慮するこ
29 と。

30 例えば、準備書の記載内容をもとに、全風車のクマタカの衝突確率を年間0.05回未
31 満とするためには、少なくとも()の風車の衝突確率をさらに低減させるための環境
32 保全措置を講じる必要がある。

33
34 委員限り

1 なお、準備書に示された衝突確率については、現地調査において十分な視野や調査時
2 間が確保できていない可能性等の課題があるため、風車の設置基数の削減等の検討に
3 当たっては、追加調査などを行い、予測評価を見直した上で再計算する必要があること
4 や、衝突確率の算出方法自体に不確実性が伴うため、一定の安全率を見込む必要がある
5 ことについても十分考慮すること。

6 7 (6) 植物・生態系

8 準備書では、事業予定地内に、希少な種も含め多様な動植物の生育・生息が確認され
9 ているものの、その予測評価では、それぞれの種の生態的特性が考慮されていないこと
10 から、影響の予測評価の見直しを行う必要がある。

11 当審査会において、事業者から、評価書に向けての予測評価の見直しの方向性に係る
12 資料が示されたところであるが、依然として、種により生態的特性が異なることが適切
13 に考慮されていないなど、対応が不十分であるため、予測評価を見直すとともに追加の
14 環境保全措置を講じること。

15 特に、希少な種や小型で移動能力が低い種などに対しては、生育・生息環境の分断を
16 生じさせないように、その連続性を保つ必要があることについて十分考慮すること。

17 18 (7) 植物・生態系

19 事業予定地およびその周辺には、「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」や「上谷
20 山生物群集保護林」を含め、広大なブナ林が存在している。また、イヌワシ、クマタカ、
21 オオコノハズク、コノハズク、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウ
22 モリ、ユビナガコウモリ、ニホンモモンガ、ニホンカモシカ、サルメンエビネ等の希少
23 な種を含めた多種多様な動植物の生育・生息も確認されている。

24 ブナ林は、生物多様性に富んだ豊かな生態系を形成する重要かつ象徴的な植生であ
25 る。一方で、材の利用拡大や拡大造林政策などにより全国的に分断化や面積の縮小が進
26 んできた歴史がある。特に古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存す
27 るブナ林は琵琶湖周辺や紀伊半島、氷ノ山などの地域に限られ、滋賀県においても局所
28 的に孤立して分布する希少かつ保全すべき重要な植生である。

29 また、事業予定地およびその周辺のブナ林を含む森林は、「長浜市森づくり計画」で
30 「水源涵養機能維持増進森林」とされており、琵琶湖の水源林としても重要である。

31
32 準備書では、尾根上のブナ林が、群落からの標徴種等の抽出、空中写真や航空レーダ
33 ー測量等により、「ブナ群落-ヤマソテツ下位単位(植生自然度9)」と「ブナ群落-チマ
34 キザサ下位単位(植生自然度8)」に分類されている。

35 しかしながら、「滋賀県現存植生図(昭和56年・滋賀県自然保護財団作成)」による
36 と、準備書で「チマキザサ下位単位」と分類された区域において、自然植生(ブナ-オ

1 オバクロモジ群落（植生自然度9）が存在する旨の記載があり、準備書でもその標徴
2 種であるオオバクロモジ等の出現が確認されている。

3 また、準備書では、事業者が「チマキザサ下位単位」に分類した区域にも、「ヤマソ
4 テツ下位単位」の識別種が見られているため、植生自然度が過小評価されている区域が
5 存在する可能性がある。

6 加えて、準備書では当該地域に生育している可能性の低い北方系のダケカンバ群落
7 の存在が明記されているとともに、チマキザサの誤同定についての指摘もあるため、調
8 査自体が適切でない可能性がある。

9 このため、必要に応じて現地での追加調査を行うとともに、群落タイプの分類および
10 区域ならびに植生自然度の再評価を行い、その結果をもとに改変区域を見直すこと。

11
12 なお、事業予定地内の各所では、SDR(ニホンジカによる植生衰退度を示す指標)が、
13 D2(植生の衰退が進んでおり、強度の土壌侵食リスクが高まるレベル)に分類されて
14 おり、ニホンジカによる食害の進行が示唆されるため、群落タイプの分類等の再評価に
15 当たっては、現状の植生が食害による変化を受けている可能性を十分考慮した上で、改
16 変区域の見直しに反映させること。また、当県においてブナ林の希少性や重要性は高い
17 ため、改変区域の見直しに当たっては、ブナ林の連続性を確保する必要があることにつ
18 いても十分考慮すること。

19 ニホンジカの獣害対策については、事業実施により尾根が改変され、ニホンジカの移
20 動性が高まると、食害が更に加速化され植生が衰退し、土壌侵食に繋がる可能性がある
21 ため、環境保全の観点だけでなく、土砂流出防止対策や法面保護等のリスク低減の面か
22 らも極めて重要である。

23 このため、準備書に記載のニホンジカの獣害対策に係る環境保全措置(捕獲の体制や
24 捕獲目標数等)を明らかにするとともに、改変区域へのニホンジカの侵入を防止するた
25 めの対策についても検討すること。

26 27 (8) 景観

28 準備書では、フォトモンタージュにより景観への影響についての予測評価が行われ
29 ているが、風車の視認の有無が画一的に記載されているのみであり、複数の風車の設置
30 による眺望景観への変化についての考察が十分に示されていない。

31 このため、眺望点によっては、複数の風車が山のスカイライン上に立ち並ぶ状況や眼
32 下に広がる状況が視認されることに加え、周辺の地形や構造物との対比により風車の
33 視認性が高まることから、これらを踏まえた景観の変化の程度に関する考察を行い、そ
34 の結果を予測評価に反映すること。

35 その際、事業予定地およびその周辺が、「長浜市景観まちづくり計画」において、山
36 並み景観を構成する主要素である山林自体を守り、工作物の設置の際には景観に与え

1 影響が低減されるよう配慮が求められている「山なみ景観ゾーン」に位置づけられて
2 いることを考慮すること。

3 事後調査

6 準備書では、事後調査の内容やその結果を踏まえた対応(追加の環境保全措置の検討か
7 ら実施に至るまでの対応)が十分に記載されていないため、これらの内容を明らかにする
8 こと。

9 特に、イヌワシ・クマタカ、渡り鳥をはじめとする鳥類およびコウモリ類に係る飛翔調
10 査については、調査地点や調査頻度を適切に設定するなど十分な監視体制を構築する必
11 要がある。また、造成中から調査を開始し、少なくとも供用後も4～5年程度の調査期間
12 が必要である。

13 また、死骸調査については、他の動物による死骸の持ち去りや調査員の見落としが起こ
14 ることを十分踏まえ、前述の飛翔調査と同様に十分な監視体制のもと、少なくとも供用後
15 4～5年程度は調査を行うこと。

16 後述の常時監視や事後調査において、バードストライクやバッドストライクなどの影
17 響が確認された場合またはその蓋然性が高い場合には、必要に応じて風車の稼働を一時
18 停止するなどの緊急の措置を講じるとともに、その事実を当県および行政機関に報告す
19 ること。その上で、確実に当該影響を回避または低減するための措置を検討すること。

4 その他

23 (1) イヌワシ・クマタカ、渡り鳥等をはじめとする鳥類およびコウモリ類については、
24 風車の設置基数の削減等により衝突リスクを大幅に低減したとしても風車への衝突
25 の可能性は残るものと考えられる。

26 このため、事業の実施に当たっては、各風車への接近の有無を常時監視するシステ
27 ムを導入し、希少猛禽類等の接近を確認した場合や渡りの集中する時期の衝突を回
28 避するため、風車の運転を一時停止するなどの弾力的な運用を検討すること。

30 (2) 準備書で示された動植物・生態系に係る予測評価に不十分な点、また環境保全措置
31 や事後調査計画に具体性や実効性に欠ける点が多く含まれており、自然環境への重
32 大な影響をより確実に低減するには、客観性を確保しながら、これらについての見直
33 しが行われ、事後調査の妥当性や環境保全措置の効果が検証される必要がある。この
34 ため、関係分野の専門家等による検討会の設置を検討すること。

35 また、検討会における議論の結果およびそれを踏まえた対応については、当県を含
36 む関係行政機関に報告するとともに、一般にも公開し、透明性を確保すること。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

(3) 事業予定地の周辺で他の事業者が風力発電事業を計画しており、複数の風力発電事業による累積的な影響が懸念されるため、周辺の事業者との情報共有を図り、地域全体での環境への影響の回避および低減に努めること。

(4) インターネットによる評価書の公表については、評価書の内容を広く一般に周知するため、縦覧期間経過後も評価書を公開するよう努めること。

その際、風車は動的誘目性を有するため、眺望景観の変化をよりわかりやすく発信するため、アニメーション動画等を作成し、ホームページに掲載するなど、広く一般に周知することについても検討すること。

(5) 風力発電事業は、再生可能エネルギーの推進に資するものの、その導入に当たっては、自然環境や地域との共生の視点に立ち、生物多様性や人々の生活環境、景観等への配慮がなされることが大前提である。

本事業については、自然環境等への重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、事業計画を抜本的に見直す必要があると考えられるが、事業の実施に際しては、環境保全措置の実施に留まることなく、自然環境の回復や維持・向上に貢献することに加え、発電した電気を周辺地域で活用する等の地域内循環の仕組みを構築したり、事業予定地内にあるトレイルコース管理者との連携等により地域の魅力を創出したりすることにより、地域の活性化に貢献することが望ましい。

このため、本事業の検討・実施に当たっては、地元である長浜市や地域住民との協議を十分に行うこと。

(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書に対する審査会意見(案)					
[趣旨]		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
	(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。 本意見に対する検討の経緯および結果については、環境影響評価書(以下、「評価書」という。)で適切に記載すること。				
1 全般的事項					
(1)	評価書の作成に当たっては、準備書における誤植および不整合のある箇所を修正するとともに、できる限り平易な表現を用い、専門用語については必要に応じて注釈を加えることなどにより、住民にとってより分かりやすい内容となるよう努めること。				
(2)	今後の手続を進めるに当たっては、事業実施に伴う環境影響評価の結果のほか、事業計画や地域貢献などについても、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者等を対象に情報提供や説明を行い、理解を得るとともに、必要に応じて事業計画に反映するよう努めること。				
	本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメント(以下「事業者」という。)が、滋賀県および福井県の県境付近において、単機出力が4,200kW、高さ(最高到達点)が188mの風車を最大39基設置する計画であり、対象事業実施区域(以下、「事業予定地」という。))として約830ha(うち改変面積は約57ha)が想定されている。				
	事業予定地およびその周辺には、当県において希少なブナ林が広範に分布し、イヌワシ・クマタカ等の希少な種を含む多様な生物が生育・生息している。 特に事業予定地の自然環境の重要性を表す事項としては、事業予定地の全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針(平成14年7月)」で定める「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれ、事業予定地近傍においてクマタカの多数のペアの営巣やイヌワシの飛来が確認されていることや、事業予定地およびその周辺がハチクマ等の猛禽類を含む多くの鳥類の主要な渡りのルートの一部となっている可能性が高いこと、特定植物群落に選定されている「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」が分布すること等が挙げられる。 イヌワシ・クマタカは絶滅の危機に瀕しているため、国内希少野生動植物種に指定されるとともに「滋賀県レッドデータブック」で絶滅危惧種に選定されており、個体群の存続に当たっては個体レベルの保護と生息環境の保全が必要である。また、当県におけるイヌワシ・クマタカの生息地は、日本におけるそれぞれの種の生息地の連続性を維持する上で重要な位置づけにあり、当県における両種の保護および生息環境の保全は、日本全体における両種の保護の観点からも、その重要性を有すると考えられる。				
	また、長浜市では、令和4年8月4日から5日にかけて、一時間に約90mmの猛烈な降雨があったものとみられ、事業予定地の一部が被災するとともに、下流の高時川が氾濫する等の被害が発生した。この豪雨以降、高時川では水の濁りが長期化する問題が新たに生じている。				
(3)	本事業は、自然環境に恵まれた地域において計画される事業であり、イヌワシ・クマタカ等鳥類の風車への衝突(バードストライク)や、ブナ林等を基盤に成立している生物多様性に富んだ豊かな生態系の損失など、自然環境への重大な影響が懸念される。加えて、土地の形質変更に伴う土砂流出による下流の河川環境への影響、尾根上に風車が建設されることによる景観への影響など、各環境要素に対する様々な影響も懸念される。 このため、準備書では、事業予定地およびその周辺の地域特性を踏まえ、十分な調査を行った上で、環境への影響を適切に予測評価するとともに、その影響を回避または十分に低減するための環境保全措置を検討し、その内容を明確に示す必要がある。 しかしながら、準備書の動植物の調査結果には不十分と考えられる点があるほか、予測評価および環境保全措置には、動植物の生態的特性等が十分に考慮されていないと考えられる点、画一的で科学的根拠に乏しく説明の合理性に欠けると考えられる点が随所に認められる。また、動物の一部の項目については、予測評価すら行われておらず、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じた措置の検討に対応が委ねられている。				

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
	<p>このため、評価書の作成にあたっては、次の「2 個別的事項」に対応し、準備書の内容を再確認するとともに、必要に応じて追加調査を行い、予測評価の結果を見直した上で、動植物をはじめとする各環境要素に対する、重大な環境影響を回避または十分に低減できるよう、追加の環境保全措置を講じること。</p> <p>あらゆる環境保全措置を講じてもおお、イヌワシ・クマタカのバードストライク等の重大な影響を回避または十分に低減できない場合は、事業規模の大幅な縮小など、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。</p> <p>特に、事業予定地の周辺では、連続的にクマタカの営巣が確認され、事業予定地の大部分が営巣中心域または高利用域に位置しており、バードストライクの発生が大きく懸念されるため、風車の設置基数の大幅な削減等の検討が必要であること、また、動植物の予測評価の基本的事項の一つである植生についての評価が過小であった場合には、ブナ林等の希少な植生や、これらを基盤に成立する生態系が損なわれるため、改変区域の縮小についての検討が必要であることも十分考慮すること。</p> <p>加えて、先般の豪雨により、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出や法面崩壊等のリスクに対する懸念だけでなく、下流の河川環境への影響に対する懸念が増大していることについても十分考慮すること。</p>				
2 個別的事項					
(1)水質・水環境					
	<p>事業予定地の近傍には、過去に森林法に基づく林地開発に係る許可基準違反行為が確認されたため、当県が是正を指導している場所があり、現在、事業者が是正工事を承継して本事業とは別に措置を講じている。</p> <p>令和4年8月上旬に発生した豪雨の後、事業予定地や是正工事の実施箇所の一部では大規模な浸食が確認され、その下流域の各所では溪岸浸食が確認されている。これらにより流出した土砂が河川に堆積していることが高時川における濁水の長期化の原因の一つとして考えられている。</p> <p>事業予定地は、高時川の最上流部に位置しており、今回の事象の発生を踏まえ、森林の伐開や土地の形質変更に伴う土砂流出防止対策の強化および下流の河川環境への影響の低減についての重要性が増している。</p> <p>また、工事計画では、大規模な切土・盛土による造成工事が行われる予定であり、法面保護や地盤の安定性の確保等の基本的な対策についても万全を期す必要がある。</p> <p>準備書では、造成等の施工に伴う濁水発生抑制対策として、各風車ヤードおよび資材置場等への沈砂池の設置等が予定されている。造成工事時による一時的な水の濁りの影響については、沈砂池と最寄りの常時流水のある河川との距離等をもとに「沈砂池排水は常時水流に到達することなく、林地浸透する」と予測され、「造成等の一時的な影響に伴う水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は、実行可能な範囲内で低減が図られている」と評価されており、一定の降雨時には濁水の流入を防止することができるものと考えられる。</p> <p>しかしながら、先般の豪雨では、沈砂池排水口における排水量および浮遊物質量の予測で用いられた降雨強度の最大値(事業予定地近傍にある気象観測所の10年確率雨量をもとに設定された59.7 mm/h)を大きく上回る90 mm/hの降雨があったとみられる。また、事業計画では、工事中の改変区画(約46.5ha)のうち、29.5haが植栽により緑化される計画が示されているが、残る約17haについて補装等が行われた場合は、水の浸透性が大きく低下する可能性がある。</p> <p>このため、先般の豪雨により発生した事象を十分に踏まえ、洪水調整機能を含めた排水計画の見直しの必要性について検討すること。また、その結果に応じて、水の濁りに係る予測評価を見直すとともに、必要に応じて水象に係る影響についても予測評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>その際、沈砂池排水口の排水量および浮遊物質量の予測に用いられた沈砂池の規模(0.21～0.35 haの改変面積を例にすると面積25 m²、深さ1.5 m)では、降雨量によっては沈砂池が短時間でオーバーフローする可能性があることや、沈砂池等からの排水の流下により新たな裸地が生じる可能性があることについて十分考慮すること。</p>	2,19,20	○		○

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
(2)動物(コウモリ類)					
	<p>準備書によると、事業予定地およびその周辺には、当県の絶滅危惧種に選定されている、ユビナガコウモリ、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリの生息が確認されているものの、種まで同定された個体はほとんどいないため、こうした希少な種の生息状況を十分に把握できていない可能性がある。このため、調査結果の妥当性について検証を行う必要がある。</p> <p>また、春季・秋季にコウモリ類の確認頻度が多く、事業予定地およびその周辺がコウモリ類の潜在的な長距離移動ルートになっている可能性があり、長距離移動を行う種や、開けた空間で採餌を行う種は、特に風車への衝突(バッドストライク)の危険性が高いと指摘されている。準備書では、長距離移動を行うユビナガコウモリとキクガシラコウモリの生息が既に確認されており、少なくともこれらの種のバッドストライクが生じる可能性がある。</p> <p>加えて、周波数10～30kHzの超音波を発生する種が、風車のカットイン風速以上の風況下でもブレードの回転域に近い高さで多数飛行していることが確認されており、高頻度でバッドストライクが生じる可能性がある。</p> <p>しかしながら、準備書では、このようなコウモリ類の種構成(希少な種の占める割合等)や、それぞれの種の生態的特性(繁殖の有無、行動特性など)を考慮せず、一律に「事業予定地周囲での生息が可能であり影響は小さい」と予測評価され、また、環境保全措置についても「森林伐採を最小限にとどめる」とされており、現に改変区域内に生息している種への十分な配慮が認められない。</p> <p>このため、必要に応じて種の同定を行うための追加調査を行い、事業予定地およびその周辺のコウモリ類の生息の状況を十分把握するとともに、その結果を踏まえ、種の生態的特性に応じた予測評価と環境保全措置の見直しを行うこと。</p>	5,8,31,32		○	
(3)動物(渡り鳥)					
	<p>準備書では、事業予定地およびその周辺において、ハチクマ・サシバ・ノスリ・ツミ等の猛禽類が多数確認されており、環境アセスメントデータベース(以下「EADAS」という。)等において示唆されているとおり、これらの渡りのルートの一部となっている可能性が高い。特にハチクマについては、確認数が多く、主要な渡りのルートの一部である可能性が高い。</p> <p>また、当県の絶滅危惧種に選定されている、ウソ、ベニマシコ、ホトトギス、ツツドリ、ジュウイチ等を含む多様な種の渡りや生息が確認されており、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。さらに、国内希少野生動物種等に指定されているコウノトリについても、事業予定地内において、ブレードの回転域の高さの飛翔が確認されている。</p> <p>さらに、ラムサール条約湿地に登録されている琵琶湖には、毎年、約10万羽のガン・カモ類が飛来しており、また、EADASにおいてもハクチョウ類の渡りのルートが事業予定地のごく近傍に示されているため、事業予定地は水鳥の渡りのルートの一部となっている可能性がある。</p>	17,32	○	○	○
	<p>しかしながら、準備書では、調査において十分な視野や時間が確保されていない可能性がある上、予測評価において、種の生態的特性が考慮されておらず、衝突確率や移動経路の遮断・障害に係る影響が過小評価されている可能性がある。</p> <p>特に、準備書で示された、水鳥の渡りの調査については、2年間実施の結果、事業予定地およびその周辺において、「ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りは確認されなかった」とされているが、これらの種は日出前や日没後に主に渡りを行うことが知られており、事業者の実施した調査では得られた情報は限られていること等を踏まえると、実態把握が不十分な可能性がある。</p> <p>また、予測評価については、「主な渡り移動経路には該当していないものと推察される」とされているが、水鳥の渡りの実態把握が不十分な上、渡りのルートが毎年の気象条件により変化する可能性も考慮されておらず、過小評価されている可能性がある。</p> <p>このため、水鳥の渡りをはじめ鳥類の渡りの状況を十分に把握するための追加調査を実施するとともに、各種の生態的特性や他の風力発電事業におけるバッドストライクの原因事例等も考慮した上で、予測評価を見直し、追加の環境保全措置を講じること。その際、後述するイヌワシ・クマタカに係る環境保全措置の効果についても十分考慮すること。</p>	17,32	○	○	○

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
(4) 動物(希少猛禽類・イヌワシ)					
	イヌワシについては、県内にわずか4つがいが生息するのみであり、特に嚴重な個体レベルの保護が必要である。事業予定地の近傍に営巣するイヌワシのつがいは、繁殖成功率が高く、県内および近隣地域の個体群を維持する上で、特に重要なつがいである。		○	○	○
	準備書では、事業予定地近傍に営巣するつがいについて、「事業予定地内での飛翔は確認されなかった」とされているものの、イヌワシの行動圏は、通常、十数キロにおよび、事業者が実施した調査には、つがいの行動範囲が広がる繁殖成功年の調査が含まれていないこと、当県が保有する環境調査の結果では過去に事業予定地の上空への飛来が確認されていたことから、飛来状況の把握が十分ではない可能性がある。 また、尾根部にある森林の伐開により、誘引される環境が新たに生じるものの、飛来状況の把握が十分ではないために、イヌワシの誘引の可能性が過小評価されているものと考えられる。 このため、必要に応じて追加の調査を行い、繁殖成功年の行動範囲を把握するとともに、誘引の予測評価を見直し、その結果に応じた追加の環境保全措置を検討すること。	6,27	○	○	○
	準備書では、事業予定地の周辺に、複数の分散個体(フローター)の飛来が確認されている。事業予定地近傍に生息しているつがいが占有している餌場については、フローターは利用できないことを踏まえると、森林の伐開によるイヌワシの誘引効果はつがいの個体よりもフローターの方が大きくなるものと考えられる。 しかしながら、フローターの誘引に関する予測評価が行われておらず、環境保全措置は、具体的な内容に乏しい事後調査とその結果に応じて対策を検討するのみとなっており、対応が不十分である。 このため、追加の予測評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討すること。なお、予測評価が困難な場合には、予防原則の観点に立ち、最大限の環境保全措置を講ずること。	6,14,27	○	○	
(5) 動物(希少猛禽類・クマタカ)					
	クマタカについては、県内に一定の広がりをもって分布しているものの、事業予定地およびその周辺のように11つがいが連続して営巣する地域は希少であり、他の地域への個体の供給源となっている重要な地域である。		○	○	○
	準備書では、クマタカの衝突確率について、「風車の基数が方法書時は50基であったが、準備書では39基に削減されており、数値は低減されている」と予測評価されており、由井島田モデルによるクマタカの衝突確率(以下「クマタカの衝突確率」という。)は、年間0.1294回低減されているものの、風車の配置に当たっての配慮事項についての具体的な説明が十分行われていない。また、事業予定地およびその周辺においてブレードの回転域の高さの飛翔が多数確認されており、風車の設置基数の削減が行われたにも関わらず、クマタカの衝突確率は年間0.4679回と高く、概ね2年に1回の頻度でバードストライクが発生する予測結果となっている。 事業予定地の近傍で営巣が確認されているBペアについては、高利用域を囲むように15基の風車配置が計画されており、衝突確率が各ペアの中で最も高く、風車の削減により低減されたクマタカの衝突確率は年間0.0089回とわずかである。また、Hペアについては、衝突確率が上昇している。 このように、クマタカのバードストライクの発生リスクは非常に高いものと考えられるが、これに対する環境保全措置は、クマタカの生態的特性に合致しない目玉シールによる風車の視認性の向上等実効性に欠けるもののみが示されている。	3,4,13,15,16,23,24	○	○	○

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
	<p>また、事業予定地およびその周辺で営巣するつがいの高利用域の境界付近に風車が配置される計画となっている。調査結果では境界付近でディスプレイ行動が多く確認されており、隣接するつがいによる縄張り争いが頻繁に行われていることが示唆される。縄張り争い中は、風車に注意が向きにくく、クマタカの衝突回避が困難であり、バードストライクのリスクが大きくなるが、予測評価ではこのことが考慮されていない。</p> <p>このため当審査会の指摘を受け、ディスプレイ行動に着目した追加の予測評価が行われ、その結果、衝突リスクの高い風車7基が抽出され、うち1基()については設置の取り止めまたはリスクの低い場所への配置変更、残る6基()についてはブレード塗装により視認性を高めることが追加の環境保全措置として示された。またHペアの行動圏の風車()を対象に、設置の取り止め等の検討を行う方針も示された。</p> <p>しかしながら、追加の環境保全措置のうち、ブレード塗装については、目玉シールと同様にクマタカの生態的特性に合致しておらず実効性に欠ける。また、仮に抽出された7基の風車全ての設置を取りやめたとしても、事業実施によるクマタカの衝突確率は依然高く、衝突リスクを十分に低減できないものと考えられる。</p> <p><u>委員限り</u></p>	13,16,23,24,26		○	
	<p>当県では、独自の指針を策定し、クマタカおよびその生息環境の保全を図っており、バードストライク等の重大な影響が回避または十分に低減されるよう、最大限の環境保全措置が講じられる必要がある。このため、さらなる風車の設置基数の削減等の抜本的な対策を検討すること。</p> <p>その際、準備書で年間0.4679回とされている全風車のクマタカの衝突確率を、年間0.05回未満(本事業の実施期間を20年間とした場合に、その期間における衝突発生の可能性が1回未満となる水準)まで低減することを目標とし、ディスプレイ行動等のリスクの高い飛翔行動の頻度を踏まえつつ衝突確率の高い風車を優先的に取り止めるなど、長期的な視点に立った衝突リスクの低減を図る必要があることを十分考慮すること。</p> <p>例えば、準備書の記載内容をもとに、全風車のクマタカの衝突確率を年間0.05回未満とするためには、少なくとも()の風車の衝突確率をさらに低減させるための環境保全措置を講じる必要がある。</p> <p>なお、準備書に示された衝突確率については、現地調査において十分な視野や調査時間が確保できていない可能性等の課題があるため、風車の設置基数の削減等の検討に当たっては、追加調査などを行い予測評価を見直した上で再計算する必要があることや、衝突確率の算出方法自体に不確実性が伴うため、一定の安全率を見込む必要があることについても十分考慮すること。</p> <p><u>委員限り</u></p>	29		○	
(6) 植物・生態系					
	<p>準備書では、事業予定地内に、希少な種も含め多様な動植物の生育・生息が確認されているものの、その予測評価では、それぞれの種の生態的特性が考慮されていないことから、影響の予測評価の見直しを行う必要がある。</p> <p>当審査会において、事業者から、評価書に向けての予測評価の見直しの方向性に係る資料が示されたところであるが、依然として、種により生態的特性が異なることが適切に考慮されていないなど、対応が不十分であるため、予測評価を見直すとともに追加の環境保全措置を講じること。</p> <p>特に、希少な種や小型で移動能力が低い種などに対しては、生育・生息環境の分断を生じさせないよう、その連続性を保つ必要があることについて十分考慮すること。</p>	12,18,31,32			

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
(7) 植物・生態系					
	<p>事業予定地およびその周辺には、「栃ノ木峠のブナ オオバクロモジ群集」や「上谷山生物群集保護林」を含め、広大なブナ林が存在している。また、イヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、コノハズク、コテングコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ニホンモモンガ、ニホンカモシカ、サルメンエビネ等の希少な種を含めた多種多様な動植物の生育・生息も確認されている。</p> <p>ブナ林は、生物多様性に富んだ豊かな生態系を形成する重要かつ象徴的な植生である。一方で、材の利用拡大や拡大造林政策などにより全国的に分断化や面積の縮小が進んできた歴史がある。特に古くから人為的影響が強かった近畿地方においては、現存するブナ林は琵琶湖周辺や紀伊半島、氷ノ山などの地域に限られ、滋賀県においても局所的に孤立して分布する希少かつ保全すべき重要な植生である。</p> <p>また、事業予定地およびその周辺のブナ林を含む森林は、「長浜市森づくり計画」で「水源涵養機能維持増進森林」とされており、琵琶湖の水源林としても重要である。</p>	22	○	○	○
	<p>準備書では、尾根上のブナ林が、群落からの標徴種等の抽出、空中写真や航空レーダー測量等により、「ブナ群落-ヤマソテツ下位単位(植生自然度9)」と「ブナ群落-チマキザサ下位単位(植生自然度8)」に分類されている。</p> <p>しかしながら、「滋賀県現存植生図(昭和56年・滋賀県自然保護財団作成)」によると、準備書で「チマキザサ下位単位」と分類された区域において、自然植生(ブナ-オオバクロモジ群落(植生自然度9))が存在する旨の記載があり、準備書でもその標徴種であるオオバクロモジ等の出現が確認されている。</p> <p>また、準備書では、事業者が「チマキザサ下位単位」に分類した区域にも、「ヤマソテツ下位単位」の識別種が見られているため、植生自然度が過小評価されている区域が存在する可能性がある。</p> <p>加えて、準備書では当該地域に生育している可能性の低い北方系のダケカンバ群落の存在が明記されているとともに、チマキザサの誤同定についての指摘もあるため、調査自体が適切でない可能性がある。</p> <p>このため、必要に応じて現地での追加調査を行うとともに、群落タイプの分類および区域ならびに植生自然度の再評価を行い、その結果をもとに変更区域を見直すこと。</p> <p>なお、事業予定地内の各所では、SDR(ニホンジカによる植生衰退度を示す指標)が、D2(植生の衰退が進んでおり、強度の土壌侵食リスクが高まるレベル)に分類されており、ニホンジカによる食害の進行が示唆されるため、群落タイプの分類等の再評価に当たっては、現状の植生が食害による変化を受けている可能性を十分考慮した上で、変更区域の見直しに反映させること。また、当県においてブナ林の希少性や重要性は高いため、変更区域の見直しに当たっては、ブナ林の連続性を確保する必要があることについても十分考慮すること。</p>	9,11,12,21,22,31	○	○	
	<p>ニホンジカの獣害対策については、事業実施により尾根が改変され、ニホンジカの移動性が高まると、食害が更に加速化され植生が衰退し、土壌侵食に繋がる可能性があるため、環境保全の観点だけでなく、土砂流出防止対策や法面保護等のリスク低減の面からも極めて重要である。</p> <p>このため、準備書に記載のニホンジカの獣害対策に係る環境保全措置(捕獲の体制や捕獲目標数等)を明らかにするとともに、変更区域へのニホンジカの侵入を防止するための対策についても検討すること。</p>	10,21,22		○	○

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
(8) 景観					
	<p>準備書では、フォトモンタージュにより景観への影響についての予測評価が行われているが、風車の視認の有無が画一的に記載されているのみであり、複数の風車の設置による眺望景観への変化についての考察が十分に示されていない。</p> <p>このため、眺望点によっては、複数の風車が山のスカイライン上に立ち並ぶ状況や眼下に広がる状況が視認されることに加え、周辺の地形や構造物との対比により風車の視認性が高まることから、これらを踏まえた景観の変化の程度に関する考察を行い、その結果を予測評価に反映すること。</p> <p>その際、事業予定地およびその周辺が、「長浜市景観まちづくり計画」において、山並み景観を構成する主要素である山林自体を守り、工作物の設置の際には景観に与える影響が低減されるよう配慮が求められている「山なみ景観ゾーン」に位置づけられていることを考慮すること。</p>	1,7,30			○
3 事後調査					
	<p>準備書では、事後調査の内容やその結果を踏まえた対応(追加の環境保全措置の検討から実施に至るまでの対応)が十分に記載されていないため、これらの内容を明らかにすること。</p> <p>特に、イヌワシ・クマタカ、渡り鳥をはじめとする鳥類およびコウモリ類に係る飛翔調査については、調査地点や調査頻度を適切に設定するなど十分な監視体制を構築する必要がある。また、造成中から調査を開始し、少なくとも供用後も4～5年程度の調査期間が必要である。</p> <p>また、死骸調査については、他の動物による死骸の持ち去りや調査員の見落としが起ることを十分踏まえ、前述の飛翔調査と同様に十分な監視体制のもと、少なくとも供用後4～5年程度は調査を行うこと。</p> <p>後述の常時監視や事後調査において、バードストライクやバッドストライクなどの影響が確認された場合またはその蓋然性が高い場合には、必要に応じて風車の稼働を一時停止するなどの緊急の措置を講じるとともに、その事実を当県および行政機関に報告すること。その上で、確実に当該影響を回避または低減するための措置を検討すること。</p>	25,28		○	

【趣旨】		審査会での委員意見	公聴会での公述	庁内関係課意見	長浜市長意見
4 その他					
(1)	イヌワシ・クマタカ、渡り鳥等をはじめとする鳥類およびコウモリ類については、風車の設置基数の削減等により衝突リスクを大幅に低減したとしても風車への衝突の可能性は残るものと考えられる。 このため、事業の実施に当たっては、各風車への接近の有無を常時監視するシステムを導入し、希少猛禽類等の接近を確認した場合や渡りの集中する時期の衝突を回避するため、風車の運転を一時停止するなどの弾力的な運用を検討すること。			○	
(2)	準備書で示された動植物・生態系に係る予測評価に不十分な点、また環境保全措置や事後調査計画に具体性や実効性に欠ける点が多く含まれており、自然環境への重大な影響をより確実に低減するには、客観性を確保しながら、これらについての見直しが行われ、事後調査の妥当性や環境保全措置の効果が検証される必要がある。このため、関係分野の専門家等による検討会の設置を検討すること。 また、検討会における議論の結果およびそれを踏まえた対応については、当県を含む関係行政機関に報告するとともに、一般にも公開し、透明性を確保すること。			○	
(3)	事業予定地の周辺で他の事業者が風力発電事業を計画しており、複数の風力発電事業による累積的な影響が懸念されるため、周辺の事業者との情報共有を図り、地域全体での環境への影響の回避および低減に努めること。			○	
(4)	インターネットによる評価書の公表については、評価書の内容を広く一般に周知するため、縦覧期間経過後も評価書を公開するよう努めること。 その際、風車は動的誘目性を有するため、眺望景観の変化をよりわかりやすく発信するため、アニメーション動画等を作成し、ホームページに掲載するなど、広く一般に周知することについても検討すること。	○			
(5)	風力発電事業は、再生可能エネルギーの推進に資するものの、その導入に当たっては、自然環境や地域との共生の視点に立ち、生物多様性や人々の生活環境、景観等への配慮がなされることが大前提である。 本事業については、自然環境等への重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合、事業計画を抜本的に見直す必要があると考えられるが、事業の実施に際しては、環境保全措置の実施に留まることなく、自然環境の回復や維持・向上に貢献することに加え、発電した電気を周辺地域で活用する等の地域内循環の仕組みを構築したり、事業予定地内にあるトレイルコース管理者との連携等により地域の魅力を創出したりすることにより、地域の活性化に貢献することが望ましい。 このため、本事業の検討・実施に当たっては、地元である長浜市や地域住民との協議を十分に行うこと。				○